

平成28年9月第5回亶理町議会定例会会議録（第5号）

○ 平成28年9月9日第5回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
11番	鞠子 幸則	12番	大槻 和弘
13番	百井 いと子	14番	鈴木 邦昭
15番	木村 満	16番	熊田 芳子
17番	佐藤 アヤ	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	阿 部 清 茂	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	山 田 勝 徳	税務課長	西 山 茂 男
町民生活課長	南 條 守 一	福祉課長	佐 藤 育 弘
被災者支援課長	吉 田 美和子	健康推進課長	岡 元 比呂美
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	佐々木 人 見	復興まちづくり課長	袴 田 英 美
上下水道課長	川 村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	佐 藤 和 江	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	阿 部 清 茂	代表監査委員	澤 井 俊 一

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1 号 平成27年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 平成27年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 平成27年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 平成27年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 平成27年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 平成27年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 平成27年度亶理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 平成27年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 9 号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 10 号 平成27年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 11 号 平成27年度亶理町水道事業会計決算認定について
- (以上11件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番 小野一雄議員、4番 佐藤邦彦議員を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成27年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第12 認定第11号 平成27年度亶理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上11件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第2、認定第1号 平成27年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第11号 平成27年度亶理町水道事業会計決算認定についてまでの以上11件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 認定第1号から認定第10号までの10件について会計管理者から提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（牛坂昌浩君） それでは、平成27年度亶理町一般会計並びに各種特別会計決算概要説明書を配付してありますので準備願いたいと思います。

それでは、認定第1号 平成27年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定から認定第10号 平成27年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定まで、一括してその概要についてご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 平成27年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について申し

上げます。

平成27年度の一般会計決算額は、前年度決算額と比較すると歳入総額で35.3%、歳出総額で41.8%の減となり、歳入歳出それぞれ前年度決算額を下回ったものの、東日本大震災からの復旧・復興事業費により、依然として震災前の決算規模を上回る状況であります。

まず、歳入から申し上げます。

予算現額257億11万6,000円、調定額258億6,942万7,000円、収入済額249億7,723万5,000円。不納欠損額は町税と分担金及び負担金並びに財産収入と諸収入で1,677万5,000円。収入未済額は8億7,541万7,000円で、主なものは町税の1億6,892万8,000円と、翌年度へ繰り越すこととなった東日本大震災に伴う災害復旧事業及び低所得の高齢者向けの生活者等支援臨時福祉給付金事業等に係る国庫支出金6億7,894万5,000円、事務改善経費における地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業に係る町債770万円であります。

歳入決算額249億7,723万5,000円を一般財源と特定財源に区分すると、一般財源（町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、繰越金等）は140億6,566万2,000円、特定財源（分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、町債等）は109億1,157万3,000円となっております。

また、自主財源と依存財源別では、自主財源（町自体で調達できる町税、使用料及び手数料、財産収入等）が136億4,812万7,000円で、決算額に対し54.6%。依存財源（地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債等）が113億2,910万8,000円で、決算額に対し45.4%となっております。

歳入決算の主なものとしては、町税については町民税及び町たばこ税を除く全ての税目で増加しており、前年度比2.3%増の33億7,638万9,000円。地方交付税は、東日本大震災に係る震災復興特別交付税の増により、前年度比18.8%増の64億9,125万2,000円。国庫支出金は、東日本大震災復興交付金事業の進捗に伴い、国庫補助金が大幅に減少したことにより、前年度比71.7%減の21億4,980万2,000円。県支出金についても、国庫支出金と同様に復興事業の進捗に伴い、県補助金が減少したことにより、前年度比36.2%減の13億2,637万1,000円。財産収入は、防災集団移転先宅地に係る土地売り払い収入の減により、前年度比92.5%減の4,758万8,000円。繰入金の主なものは、復旧・復興事業に充てる財源として東日本大震災復興交

付金基金等からの繰り入れで、前年度比39.5%減の68億499万円、繰越金は主に復興事業に伴う繰越事業が減少したことにより、前年度比48.5%減の26億5,003万1,000円。町債は、災害公営住宅整備事業の完了など復興事業の進捗に伴い、借入額が減少し、前年度比68.5%減の5億3,120万円となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額257億11万6,000円、支出済額204億2,491万8,000円。翌年度繰越額40億6,935万8,000円、不用額12億584万円で、執行率は79.5%であります。

目的別の歳出構成比は、土木費29.8%、総務費20.3%、民生費18.9%、衛生費8.2%、農林水産業費6.6%の順となっております。このうち土木費については、災害公営住宅整備事業等の完了に伴い、前年度比55.5%減の60億9,465万4,000円となりました。

また、総務費についても、東日本大震災復興交付金が減少したことに伴う基金積立金の減により、前年度比47.6%減の41億4,517万7,000円。民生費については、民間保育園整備に係る助成や国民健康保険及び介護保険特別会計繰出金の増により、前年度比8.6%増の38億5,152万円となりました。

これらの歳出を性質別に分けると、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は45億4,392万4,000円で、歳出総額の22.2%、投資的経費については普通建設事業費（住民生活に直接かかわる社会資本の整備に要する経費等）が58億8,401万2,000円、災害復旧費が3億213万円で、合わせて30.3%、その他の経費（物件費、補助費等、繰出金等）は96億9,485万2,000円で、47.5%の割合となっております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額249億7,723万5,000円、歳出総額204億2,491万8,000円。歳入歳出差し引き額は45億5,231万7,000円となりました。繰越明許費繰越額と事故繰越し繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源33億8,460万7,000円を控除しますと、実質収支額は11億6,771万円となりました。

このうち、11億1,700万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金へ積み立て、残額の5,071万円は平成28年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第2号 平成27年度亘理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要

な保険給付を行う国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額49億5,989万7,000円、調定額52億2,966万3,000円、収入済額50億4,778万3,000円。不納欠損額は国民健康保険税で1,088万3,000円。収入未済額1億7,099万7,000円は、国民健康保険税の未収金であります。また、予算現額と収入済額との比較では8,788万6,000円の増で、調定額に対する収入率は96.5%となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額49億5,989万7,000円、支出済額49億433万3,000円、不用額は5,556万4,000円で、執行率は98.9%であります。歳出で主なものは、保険給付費の29億8,686万4,000円で歳出構成比の60.9%、共同事業拠出金が8億7,795万4,000円で17.9%、後期高齢者支援金等が4億6,221万1,000円で9.4%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額50億4,778万3,000円、歳出総額49億433万3,000円、歳入歳出差し引き額は1億4,345万円で、実質収支額も同額であります。

このうち、1億3,800万円を地方自治法第233条の2の規定により国民健康保険事業財政調整基金へ積み立て、残額の545万円は平成28年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第3号 平成27年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、町内に居住もしくは生活の基盤を置く高等学校、大学等の学生を対象として、向学心があり、学業・人物ともに優秀かつ健康であって学費の支弁が困難と認められた方へ奨学金を貸与し、有能な人材育成を目的とした奨学金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額1,533万5,000円、調定額2,187万2,000円、収入済額1,378万5,000円。収入未済額808万7,000円は、奨学金貸付金収入の未収金であります。

予算現額と収入済額との比較では、155万円の減となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額1,533万5,000円、支出済額1,370万3,000円、不用額163万2,000円となっております。貸付者数は19人、貸付額は577万2,000円となりました。執行率は89.4%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額1,378万5,000円、歳出総額1,370万3,000円、歳入歳出差し引き額は8万2,000円で、実質収支額も同額であります。

実質収支額8万2,000円は、平成28年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第4号 平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、生活環境の整備と公衆衛生の向上、さらに公共用水域の水質保全を目的とした公共下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額34億9,520万8,000円、調定額34億3,131万9,000円、収入済額26億4,535万円。不納欠損額は下水道受益者負担39万8,000円と下水道使用料72万4,000円で、112万2,000円。収入未済額は7億8,484万7,000円で、主なものは受益者負担金380万5,000円、下水道使用料2,542万9,000円と翌年度へ繰り越すこととなった東日本大震災に伴う災害復旧事業等に係る国庫支出金6億9,471万2,000円及び町債6,090万円であります。予算現額と収入済額との比較では、8億4,985万8,000円の減。調定額に対する収入率は77.1%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

歳出の主なものは、災害復旧費と公共下水道・流域下水道の事業費、それに公債費であります。予算現額34億9,520万8,000円、支出済額25億505万4,000円、翌年度繰越額8億3,607万2,000円、不用額1億5,408万1,000円、執行率は71.7%となりました。

実質収支について申し上げます。

歳入総額26億4,535万円、歳出総額25億505万4,000円、歳入歳出差し引き額は1億4,029万6,000円となり、繰越明許費繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源8,046万円を控除しますと、実質収支額は5,983万6,000円となりました。

実質収支額5,983万6,000円は、平成28年度へ繰り越すことにいたしました。



次に、認定第5号 平成27年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、公共用地取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額513万2,000円、調定額と収入済額は同額の508万8,000円。

歳入の主なものは、長瀨小学校用地取得費の償還金として、一般会計からの繰入金500万円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額513万2,000円、支出済額505万9,000円、不用額7万3,000円。支出済額は、全額が土地開発基金への繰出金であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額508万8,000円、歳出総額505万9,000円、歳入歳出差し引き額は2万9,000円で、実質収支額も同額であります。

実質収支額2万9,000万円は、平成28年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第6号 平成27年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、介護保険被保険者の要介護状態または要支援状態の方々に対して必要な保険給付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額29億1,931万8,000円、調定額28億4,333万7,000円、収入済額28億2,912万円。不納欠損額は介護保険料で315万5,000円。収入未済額1,106万2,000円は、介護保険料の未収金であります。歳入の主なものは、介護保険料6億5,090万1,000円、国庫支出金6億2,860万2,000円、支払基金交付金7億5,110万6,000円、県支出金4億360万1,000円、繰入金3億9,211万4,000円であります。予算現額と収入済額との比較では、9,019万8,000円の減となり、調定額に対する収入率は99.5%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額29億1,931万8,000円、支出済額27億8,802万円で、執行率は95.5%とな

っております。歳出で主なものは保険給付費26億6,065万9,000円で、支出済額の95.4%を占めております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額28億2,912万円、歳出総額27億8,802万円、歳入歳出差し引き額は4,110万円で、実質収支額も同額であります。

このうち、3,900万円を地方自治法第233条の2の規定により介護保険給付準備基金へ積み立て、残額の210万円は平成28年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第7号 平成27年度亘理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、要介護・要支援認定の公平化・平準化を目的として、亘理・山元両町で規約を定め、亘理地域介護認定審査会を共同設置し、介護認定事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設けられた特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算減額695万8,000円、調停額と収入済額は同額の561万5,000円。予算現額に対しての収入済額は、134万3,000円の減となりました。歳入の内訳は、山元町からの負担金185万7,000円と本町の一般会計繰入金375万4,000円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額695万8,000円、支出済額は561万5,000円で、全額が介護認定審査会費であります。

実質収支額はゼロであります。

次に、認定第8号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、わたり温泉鳥の海事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

わたり温泉鳥の海は、東日本大震災後、平成26年10月4日より日帰り入浴として運営しております。

歳入から申し上げます。

予算現額1億1,701万3,000円、調定額と収入済額は同額の1億1,447万円となりました。歳入の主なものは、利用収入7,740万9,000円、一般会計繰入金1,704万3,000円、寄附金1,576万円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 1 億1,701万3,000円、支出済額 1 億1,433万4,000円、不用額267万9,000円、執行率は97.7%であります。歳出の内訳は、管理運営費9,856万9,000円、寄附金等による基金積立金1,576万5,000円であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 1 億1,447万円、歳出総額 1 億1,433万4,000円、歳入歳出差し引き額は13万6,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち、7万円を地方自治法第233条の2の規定により、わたり温泉島の海運営基金へ積み立て、残額の6万6,000円は平成28年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第9号 平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、75歳以上の方と65歳以上で一定の障害があると認められた方を対象とした後期高齢者医療給付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額 3 億4,564万2,000円、調定額 3 億1,609万2,000円、収入済額 3 億1,332万3,000円。不納欠損額は後期高齢者医療保険料で6万7,000円。収入未済額270万3,000円は、後期高齢者医療保険料の未収金であります。

予算現額と収入済額との比較では、3,231万9,000円の減。調定額に対する収入率は99.1%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 3 億4,564万2,000円、支出済額 3 億1,316万5,000円、不用額3,247万6,000円で、執行率は90.6%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 3 億1,332万3,000円、歳出総額 3 億1,316万5,000円。歳入歳出差し引き額は15万8,000円で、実質収支額も同額であります。

実質収支額15万8,000円は、平成28年度へ繰り越すことにいたしました。

最後に、認定第10号 平成27年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、工業用地等造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額10億8,064万円、調定額と収入済額は同額の10億8,231万1,000円であります。歳入の主なものは、財産売り払い収入7億8,261万円であります。予算現額と収入済額との比較では167万1,000円の増となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額10億8,064万円、支出済額10億5,401万7,000円、翌年度繰越額1,090万円、不用額1,572万3,000円で、執行率は97.5%となりました。

実質収支について申し上げます。

歳入総額10億8,231万1,000円、歳出総額10億5,401万7,000円。歳入歳出差し引き額は2,829万4,000円となりました。繰越明許費繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源1,090万円を控除しますと、実質収支額は1,739万4,000円となりました。

実質収支額1,739万4,000円は、平成28年度へ繰り越すことにいたしました。

以上で、認定第1号 平成27年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第10号 平成27年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定までの概要説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては関係課長からお答えいたしますので、慎重審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 会計管理者の説明が終わりました。

次に、認定第11号について、上下水道課長から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、お手元の平成27年度亘理町水道事業会計決算概要説明書の1ページをお開きいただきます。

平成27年度亘理町水道事業会計決算概要。

認定第11号 平成27年度亘理町水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

水道事業経営につきましては、安全で安心な水道水を低廉・安定的に供給することに意を用い、公営企業の独立採算制を踏まえて、経営の健全化、効率化に鋭意努力してまいりました。なお、当年度収支につきましては、1億3,936万8,965円の純

利益（黒字）を計上することになりました。

また、資金面においては、現金の収入を伴わない収益として長期前受金戻入が8,415万8,708円あり、現金支出を伴わない経費であります減価償却費等が2億3,670万7,574円費用化されており、実質現金収支での現金預金残高は、前年度より4,444万4,081円増の8億4,932万9,958円となりました。

それでは、平成27年度における業務内容であります。年度末給水戸数は1万1,897戸で、前年度より252戸、率にしまして2.16%増加し、給水人口は3万3,734人で、前年度より1人増加しております。なお、普及率は前年度と同じ98.9%となっております。

また、年間の有収水量は、6万5,127立方メートル増の332万6,677立方メートル、1日平均にしますと9,089立方メートルとなります。有収率は前年度より0.66ポイント上昇し89.08%となっております。

次に、決算報告書の内容ですが、収益的収入及び支出から申し上げます。

まず収入ですが、水道事業収益では、予算額9億2,650万1,000円に対して決算額9億8,212万8,751円で、5,562万7,751円の増となっております。

なお、給水収益である水道料金は、前年度と比較して1,588万2,766円増、率にして1.94%の増となっており、営業外収益のうち加入金が前年度と比較して6,459万4,800円、率にして59.63%と大幅な減となっております。また、長期前受金戻入は8,415万8,708円となっております。

続いて支出では、最少の経費で最大の効果を上げることに意を用い事業経営に当たった結果、水道事業費用では、予算額8億8,794万9,000円に対して決算額8億2,682万4,342円で、6,112万4,658円の不用額となっております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入ですが、予算額1億9,432万7,000円に対して決算額1億8,891万7,686円で、540万9,314円の減となっております。

また、資本的支出では、予算額4億9,025万9,000円に対して決算額4億4,988万8,656円で、4,037万344円の不用額となっております。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対して2億6,097万970円不足しておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,055万2,737円、当年度分損益勘定留保資金1億268万8,336円、過年度分損益勘定留保資金3,772万

9,897円、減債積立金1億円で補填した次第であります。

以上までの決算報告については、消費税及び地方消費税込みの額で、それぞれ決算書の備考欄に付記いたしております。

次に、経営状態であります。損益計算書に示してありますように、当年度は1億3,936万8,965円の純利益（黒字）を計上することになりました。純利益が生じた主な要因といたしましては、給水収益は1,289万3,251円増加したことが主なものでございます。

なお、当年度の純利益1億3,936万8,965円と、その他未処分利益剰余金変動額1億円と、前年度より繰り越ししております繰越利益剰余金5,724万6,202円を合わせた当年度の未処分利益剰余金につきましては、2億9,661万5,167円となりますが、うち1億5,000万円を減債積立金に積み立てし、1億円を資本金に組み入れし、残りの4,661万5,167円を翌年度に繰り越したいと考えております。

次に、給水原価であります。今年度の1立方メートル当たりの給水原価は、前年度より8円減の207円93銭で、これに対して供給単価は、前年度よりゼロ円69銭減の232円23銭になっております。

なお、剰余金計算書については、決算書に記載のとおりでありますので省略いたします。

次に、財政状況であります。貸借対照表で明らかなおと、資産合計59億766万4,561円で、これは昭和41年の水道事業創設以来、今日まで蓄積した総資産であり、その源泉につきましては負債、資本に示しているとおりであります。

次に、建設改良費であります。今年度から生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、町道五十刈線配水管布設工事を2件、災害復旧事業で町道荒浜大通線配水管布設工事外4件施工しました。一般配水管工事9件、設備更新工事3件、消火栓2基を設置、施工しており、また受託工事については国土交通省仙台河川国道事務所から県道荒浜港今泉線配水管移設工事の受託を受け、施工いたしました。

さらには、配水管等漏水修理32カ所を行い、水道水の安定供給に万全を期した次第であります。

今後は、東日本大震災により被災した水管施設の復旧・復興に多大な費用を要する一方、給水人口の減少等により給水収入の減少が懸念されますが、長期計画の展望に立ち、さらなる経費の節減等経営の効率化を図り、地震・災害などに強いラ

イフラインの構築及び水圧不足の解消等に努め、より一層安全で安定した良質な水道水の供給を目指して努力してまいり所存であります。

以上で概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長の説明が終わりました。

当局からの説明が終わりましたので、これに対し監査委員から監査結果の報告を求めます。代表監査委員、登壇。

〔代表監査委員 澤 井 俊 一 君 登壇〕

代表監査委員（澤井俊一君） 監査委員を代表いたしまして、私、澤井から平成27年度の決算審査結果についてご報告を申し上げます。

決算審査意見書をご用意ください。

地方自治法、地方公営企業法及び財政健全化法の規定により、審査に付された平成27年度互理町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算、基金の運用状況、水道会計の決算並びに財政健全化法による審査を実施いたしました。

決算概要については、会計管理者から詳しく説明がありましたので、なるべく重複しないようにこの決算審査意見書に基づいて概要報告いたします。

1 ページをごらんください。

審査の対象となった一般会計と9つの特別会計、19の基金名を記載しております。

2 ページは、審査の期間、方法、結果を記載しております。

3 ページは、決算の総括として一般会計と特別会計の合計決算額を記載しております。予算現額386億4,525万8,768円、歳入額370億3,408万2,008円、歳出額321億2,821万9,069円、差し引き額49億586万2,939円となっております。前年度に比べて歳入額は24.69%、歳出額は28.49%減少しております。

5 ページをお開きください。

各会計の歳入歳出の決算概況については、表のとおりです。

上の表、歳入の概況は、一般会計と特別会計の予算現額、調定額、収入済額などを集計したもので、予算額に対する収入割合は95.83%、調定額に対する収入割合は95.16%となっております。

不納欠損額は、一般会計と特別会計の合計で3,200万1,921円となっております、前年

度と比べ1,138万1,610円減少しております。

収入未済額は、合計で18億5,311万2,348円となっており、前年度に比べ13億7,632万6,337円増加しておりますが、そのうち13億3,986万6,400円については、一般会計及び公共下水道事業特別会計の国庫支出金となっております。それ以外の収入未済額については、昨年度に比べ減少しております。

下の表、歳出の概況では、予算現額に対する執行率は83.14%で、不用額は総額16億70万9,567円となっております。

6ページからは一般会計の歳入歳出決算であります。下の比較表のとおり決算額は前年度に比べて減少しております。

9ページをごらんください。

歳入の総括表ですが、収入済額Cの歳入合計額は249億7,723万5,156円で、前年度に比べて136億5,727万3,401円減少しております。また不納欠損額では町税、分担金及び負担金、財産収入、諸収入で発生しており、合計は1,677万4,534円となっております。収入未済額の合計は8億7,541万7,698円で、前年度に比べ6億2,115万634円増加しておりますが、震災関連事業に係る国・県支出金の増加に伴うものでございます。

次の11ページをごらんください。

款別歳入決算の対前年度比較です。前年度に比べて町税、地方消費税交付金、地方交付税などが増加しておりますが、歳入合計では対前年度比率64.65%と減少しております。

12ページは、町税の対前年度比較表です。前年度に比べて増加したのは固定資産税、軽自動車税、都市計画税、入湯税となっております。町税合計の対前年度比率は、102.27%となっております。また、町税に対する収入率は下の表、収入状況に記載のとおり、毎年少しずつではありますが、増加傾向にあります。

次の13ページは、町税の税目別収入状況です。

次の15ページから17ページには、各款ごとの説明を書いておりますので、後ほどごらんください。

18ページは、歳出決算状況となっております。

19ページをお開きください。

歳出の総括表です。支出済み額Bの歳出合計額は204億2,491万7,781円となって



おり、前年度に比べて146億7,755万9,909円減少しております。構成比を見ると、昨年度に引き続き震災関連事業の影響により2款総務費と8款土木費が全体の50.13%と半数を占めております。その他、新設したクロワール保育園に係る事業費の増加に伴い、3款民生費が全体の18.86%を占めております。執行率は、前年度より11.19ポイント低い79.47%となっております。

また、震災関連事業や地方創生加速化交付金事業など執行を完了できなかったために発生した翌年度繰越額は、事故繰越を含めた40億6,935万8,132円となっております。そのうち、括弧内の翌年度に繰り越すべき財源は、33億8,460万7,086円となっております。

詳細については、21ページから24ページに記載しておりますので、後ほどごらんください。

25ページをごらんください。

款別歳出決算状況の対前年度比較です。前年度に比べ2款総務費、8款土木費、11款災害復旧費が大幅に減少しており、前年度に比べ41.81%の減少となっております。

以下、28ページまでは各款ごとの説明を記載しておりますので、後ほどごらんください。

29ページは、地方債現在高です。

一般会計の地方債については、起債として1番目、一般公共事業債を含む6つの事業債など合計5億6,176万円の発行がありましたが、ほとんどの地方債で償還額があり、差し引き年度末残高は前年度と比べて2億490万3,615円減少しております。

下の表、国民健康保険特別会計は、平成27年度で償還が完了しております。

30ページの公共下水道事業特別会計、工業用地等造成事業特別会計、水道事業会計の年度末現在高は、いずれも前年度に比べて減少しております。地方債残高の合計は、226億2,981万3,845円で、前年度に比べて6億7,263万1,321円減少しており、町民1人当たりに換算しますと66万3,456円となっております。

30ページの下から31ページにかけては、一般会計から他会計への繰出金、負担金の状況となっております。繰出金は減少しておりますが、新ごみ処理施設建設のため、亘理名取共立衛生処理組合への負担金が増加したことにより、合計額は前年度

に比べて2億2,177万4,890円増加しております。

32ページから46ページまでは、特別会計の歳入歳出決算状況となっておりますが、前年度と比較できるように26年度と27年度の2年分を記載しております。特別会計のうち、事業執行の完了ができなかったため翌年度へ繰り越した額は、37ページをごらんください。37ページの公共下水道事業特別会計、繰越明許費繰越額8億3,607万2,000円。

同じく46ページをごらんください。

46ページ一番下の表で、工業用地等造成事業特別会計、繰越明許費繰越額1,090万円となっております。

次に、47ページをごらんください。

実質収支に関する調書です。一般会計と特別会計の合計額を記載しておりますが、実質収支額は合計で14億2,989万6,253円となっております。(2)財政の構造については、一般会計の一般財源と特定財源の構成比率は56.3対43.7となっており、自主財源と依存財源の構成比率は54.6対45.4となっております。依存財源については、震災関連事業に係る国・県支出金、町債の減少により、前年度に比べ34.9%減少しております。

48ページには、歳出の性質別構成の3年間の推移表を記載しております。義務的経費のうち、扶助費の増加については、主に子ども医療費助成の対象範囲拡大に伴うものとなっております。投資的経費は災害復旧事業及び東日本大震災に係る建設事業の減少に伴い、前年度に引き続き、大幅な減少となっております。

49ページは、財政分析主要指数の推移ですが、普通会計における財務比率と財政健全化法による健全化判断比率を3年分記載しております。この財政分析は、財政収支の均衡が保たれているか、財政構造の弾力性はどうかなど、総合的な財政状況を数値であらわしているものです。また、効率的で公正な財政運営がなされているか、行政水準の確保、向上は図られているかなど、将来の行財政運営にどう反映させるか判断する重要な財政分析資料でもあります。

上の表をごらんください。

①経常収支比率は88.4%で、前年度に比べ0.4ポイント改善されました。

②連結実質赤字比率は、赤字なしです。

③実質公債費比率は7.1%で、前年度に比べ1.4ポイント改善されました。

④将来負担比率は、計算上マイナスになりましたので表示はありません。

⑤積立金現在高比率は301.9%。

⑥地方債現在高比率は、前年度より1.8ポイント減少し、148.5%となっております。

⑦財政力指数は、0.539となっております。この指数は、財政基盤の強さを示す数値で、大きいほど財政力が強いとされますが、県下で1を超えているのは女川町のみとなっております。

この表の右側に財政指標の欄が2つありますが、1つは県の市町村課が県下市町村の決算統計の数値を集計して、6種類の比率をそれぞれ4段階に分類し、レーダーチャートで公表しているものです。下に亶理町の26年度と27年度のレーダーチャートを作成しておりますが、26年度分については、県の市町村課がことしの3月に公表したものです。27年度分についてはまだ公表されておられませんので、参考までに26年度の4段階の数値で作成しております。

49ページの下から50ページにかけて各区分の説明を記載しておりますので、後ほどごらんください。

51ページをごらんください。

一般会計、特別会計の歳入歳出の決算総括表です。決算収支の内容と実質単年度収支までを一覧表にし、全体の決算収支の状況が把握できるように作成したものです。この表は、特別会計への繰出金などを控除しない決算書の数字のままで作成しております。

53ページをごらんください。

財産に関する調書です。土地は鳥の海スマートインター用地としてNEXCO東日本へ売却したものを含め、23筆売り払いにより減少したものです。建物は、中町児童クラブ建設などにより増加したものです。

54ページの出資による権利は、増減がなく4,800万1,000円となっております。

55ページは、基金の運用状況です。年度末現在高は、223億9,053万8,000円で前年度に比べて25億8,775万3,000円減少しております。基金の運用益は、利子収入573万5,000円となっております。

58ページをごらんください。

結びとして平成27年度の一般会計並びに特別会計の決算審査の概要を記載してお

ります。総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数も諸帳簿と正確に符合しており、予算の執行についても有効かつ適正に執行されているものと認めました。また、各会計の予算執行及び事務処理についてもおおむね適正に執行されているものと認めました。基金の運用状況に関する調書においても、その運用状況は適正で、表示された係数も正確であると認めました。

次に、水道事業会計の決算審査結果についてご報告申し上げます。

1 ページをごらんください。

1 ページは、審査の対象、期間、方法、結果を記載しております。

2 ページは、予算の執行状況として収益的収入及び支出、3 ページは資本的収入及び支出の予算決算の内容をそれぞれ税込みの金額で記載しております。

4 ページ、経営の成績の内容については、17ページの損益計算書でご説明いたしますので17ページをごらんください。

この表の左側が借方費用、右側が貸方収益となり、前年度と比較できるように、2年分を並べて計上しております。先ほど上下水道課長からの説明のとおり、前年度に比べて右側、貸方計で総収益は9億1,605万3,467円と2.63%減少しておりますが、左側、借方計で総費用は7億7,668万4,502円と1.22%増加しております。総収益から総費用を差し引いた27年度の純利益は、前年度より19.67%減少した1億3,936万8,965円となっております。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額をプラスした翌年度への繰越額となる当年度未処分利益剰余金は、2億9,661万5,167円となっております。

恐れ入ります、5 ページへお戻りください。

公営企業である水道事業は、営利を目的にしているわけではありませんが、貸借対照表と損益計算書の内容を分析してみますと、中段の財務比率表にあるとおり安全性を見る流動比率、当座比率については、いずれも経営指標を満たしておりますが、財政的バランスを見る固定資産長期適合率については、前年度より2.4ポイント改善されましたが、望ましいと言われている100%未満より大きくなっておりません。健全性の確保が崩れております。

7ページには、キャッシュフロー計算書を記載しております。当年度における資金は、事業活動で得た2億8,486万2,314円を固定資産取得などに係る投資活動に1億9,995万4,494円、企業債の償還などに係る財務活動に4,046万3,739円を充てた結果、資金は昨年度末に比べ、4,444万4,081円増加し、今年度期末残高は8億4,932万9,958円となっております。

9ページをごらんください。

結びを記載しております。今後も災害復旧事業を初め、施設の維持管理、配水管更新など経費の増加による厳しい財政状況が予測されるので、本来の目的である公共の福祉増進とともに、単年度収支の黒字確保に努められるよう望みます。

なお、審査結果は、決算諸表について、地方公営企業法及び関係法令により適正に行われているものと認めました。また、経営面についても業績はおおむね良好であり、有利子負債残高を減少させつつ、建設改良に係る投資も実施しているため、比較的良好的な経営状況にあるものと認めました。

次に、財政健全化法による審査意見についてご報告申し上げます。

次の色紙のところをごらんください。

1ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による審査については、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果については、下の財政健全化判断比率の表にあるとおり、法に基づく4指標のうち①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため赤字比率としては表示できないので、表にあるとおり横棒表示としてあります。前年度に引き続いて、赤字ではないということでございます。③実質公債費比率は、7.1%で早期健全化基準25%以内となっております。④将来負担比率については、計算上マイナスになっておりますので横棒表示とし、早期健全化基準の350%以内となっております。

下の表の資金不足比率では、法非適用企業である公共下水道事業特別会計、わたり温泉島の海特別会計、工業用地等造成事業特別会計について審査の結果、いずれも実質収支が黒字であり、資金不足は発生していないので、経営健全化基準の20%と比較すると良好的な状態にあると認められます。また、審査に付された財政健全化

比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

2ページから6ページには各比率の計算式を記載しましたので、後ほどごらんください。

最後になります。

次の色紙からは法適用企業の水道事業会計の経営健全化審査ですが、これについては、資金不足比率で経営状況の健全性を判断することになっております。

3ページをお開きください。

資金不足額はマイナスとなっており、実質的な資金不足比率はマイナス78.39%となっておりますので、資金不足状態にはなく、経営健全化基準の20%と比較すると良好な状態にあると認めます。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上で決算審査意見書についての概要説明を終わりますが、総括といたしまして、平成27年度の一般会計決算状況は、歳入歳出とも前年度を下回っておりますが、依然として震災復興関連事業の影響により決算規模が増大しております。今後においても、震災からの復興が最優先課題となり、行政サービスの中心施設である役場庁舎の早期建設も含め、多額の財源を必要とすることが見込まれます。国による財政措置は減少傾向にあり、町財政における財源確保は厳しい状況が続くものと考えられます。引き続き、適切な収入未済額の縮減に努めるとともに、予算執行においても常に適正性を厳守し、職員一人一人が行政コストを意識して執行を進めていくことで、より一層の効果的な財政運営及び自主財源の確保に努める必要があります。

最後になりますが、今後とも町政の発展と地域住民の福祉増進を図るため、震災復興計画及び第5次総合発展計画に基づき、後世に誇れる誰もが暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進に積極的に尽力されますよう要望いたしまして、平成27年度決算審査結果の概要報告とさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 監査結果の報告が終わりました。

この際、暫時休憩といたします。

再開は11時15分です。休憩。

午前11時04分 休憩

午前11時13分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより総括質疑に入ります。

総括質疑は、認定第1号から認定第11号までの11件について一括して行います。

通告者は、質疑を許します。

1番。鈴木高行議員、登壇。

〔1番 鈴木高行君 登壇〕

1番（鈴木高行君） 1番、鈴木高行です。

私は、総括質疑として財政的なことを質問しますが、わかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

では、復興事業の事業費についてですが、平成22年度から生活関連のインフラ整備として幹線道路、上下水道の復旧、公共施設の改築及び修繕、住環境の構築やなりわいを生む、第1次産業の生産環境の整備などが復興交付金により整備されたことは被災された方々にとって大変ありがたく安堵していることと思います。

しかし、復興事業が完了するまではあと5年という期間があります。この間にまだ多くの事業費を必要とする課題事業が幾つかあります。この課題事業を含めて復興交付金で賄うことが可能なのか。もし、不足した場合、一般財源からどれぐらいの支出を伴うことになるのか。

また、平成32年度まで関連事業が計画されておりますが、これらの事業として公共ゾーンの公共施設整備等をあわせて、今後、事業経費はどのぐらいになって、その財源はどのような性質の財源を見込んでいるのか、伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、お答えいたします。

町が実施しております復旧・復興関連事業につきましては、東日本大震災が発生しました平成22年度から平成27年度までの6カ年において、決算ベース（平成27年度決算見込み）ですが、1,636億円の事業を実施しております。

また、本年度から亘理町震災復興計画の最終年度であります平成32年度までの5カ年の復旧・復興関連事業の見通しにつきましては、事業費を約293億円と見込んでおります。

その中には、公共ゾーン整備にかかわる新庁舎及び保健福祉センター建設に関連する事業費、約42億円を含んでおります。

財源内訳につきましては、復興交付金を含む国補助金が約148億円、県補助金約29億円、地方債約10億円、基金等約19億円、一般財源約87億円となっております。一般財源のうち地方交付税措置を約37億円見込んでおり、実質の一般財源を約50億円と見込んでおります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、復興事業で1,636億円との説明があったが、交付金を財源とした町単独で発注した分の事業費なのか、そのほか町を通さないで県事業として復興事業に費やした事業がどのくらいあって、それらのおおよその金額はどのくらいになっているか、つかんであるのであれば、それらも含めてお願いしたいと思いません。

そして、今後、5年間の事業費が293億円と大きな支出となる。役場庁舎とか保健福祉センターで42億円、ほかに附帯施設も出てくるとは思いますけれども、これらを含めると公共ゾーンのあの辺に係る経費はどのくらいになるのかということが1つ。

また、鳥の海公園全体の整備費はどのくらいで、完成年度はいつごろか。これは鳥の海公園については町長も推薦していることなので、町長のほうが鳥の海公園には力を入れているので、完成年度はいつだ、私が考えている事業費はこうなんだと町長から答弁していただきたいと思いません。

あとは、地方債10億円、一般財源87億円とあるが、交付金37億円は交付税措置されるという考えですけれども、臨財債で対応して、後で交付税措置で戻ってくるという考えの37億円かなと思うんですけれども、そして実質的には一般財源として50億円です。50億円はどのような形の性質のものを見込んでいるか。要するに、37億円は臨財債、あとの50億円は地方債だと思うけれども、どの形の地方債を想定しているのか伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、手持ち資料で説明させていただきます。

1点目の交付金の財源、町発注分の事業費と、それから国・県発注の事業費は何かということで、先ほど説明しました復旧・復興事業費1,636億円につきまして



は、震災後に実施しました普通建設事業費を初めとする全ての事業費でございます。その多くが東日本大震災復興交付金事業などの各種補助事業でございます。町が発注したものです。

国が発注を行ったものについてはほとんどございませんが、県が発注したものとしては、25年度までに完了した災害廃棄物処理事業が総額で405億3,728万円。それから、災害公営住宅整備事業、集合住宅分ですが、これが県への委託料で総額が76億8,881万円。それから、農林水産関係では、県営の圃場整備、それから農地復旧、それから排水機場等の復旧事業、合わせまして総額が16億1,926万円。そのほかございますが、大きいものについては等々でございます。

これらの事業に対しましては、負担金あるいは委託料ということで県に対して支出しております。この経費に対する町負担分については、震災復興特別交付税措置がなされております。

2点目の役場庁舎、それから保健福祉センターほかの附帯設備ということで、これらを含めるとどの程度という話でございますが、これについてはその他の附帯設備については従来からの公共ゾーンの整備事業としての道路、公共ゾーン内の道路、それから調整池、造成費用等合わせてまして、概算事業費で約15億8,000万円ほど見込んでおります。役場庁舎、それから保健福祉センターの建設費と合わせますと、約58億円事業費を見込んでおります。

それから、最後の質問だと思えますけれども、いわゆる50億円の性質ということで、今年の5年間の事業費293億円の財源の中で一般財源が87億円でございますが、交付金事業の補助裏について、震災復興特別交付税措置が37億円を見込んでいます。残りの50億円が純粋な町の持ち出し分としての一般財源となりますが、先ほど議員からお話があったように、これについては起債等の対応となりますが、あくまでこれについては計画、いわゆるシミュレーション上の事業費でございまして、今後、事業の実施に当たって事業費の精査、それから他の財源、国庫補助等がないかどうか模索しまして、事業費の縮減等を図りまして、最小の経費で最大の効果に努めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

第3点目の鳥の海公園の件についてお答えしたいと思います。

鳥の海公園全体では、野球場、それから陸上競技場のいわゆる災害復旧事業、それと防災関連の復興交付金事業、さらにはパークゴルフ場など多目的の広場でございますけれども、この事業でもって全体で17億7,000万円を見込んでおります、現在のところ。最終工期は平成30年度を見込んでいるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 先ほど、代表監査委員から説明を受けた中で、地方債残高の項目があったんです。あそこで26年度の地方債残高は107億円、その中の主なものの半分以上は臨時財政対策債が50億円と帳票に載っておりました。要するに、地方債の中の半分は臨時財政対策債と。項目事業債という形じゃなくて、使いやすいような対策債を活用していろいろな事業に回しているという形になります。半分为臨財債ですから。

ただ、これはきのうの質問でもしましたけれども、見えない借金ですね。後年度の地方交付税措置というけれども、実際は、どのぐらいの年度でやったのか、どのぐらいのお金で返ってきたかなんていうのは見えないんです。ただ、借金を返す元利償還金だけはちゃんと予算書に載せて見えるようになっている。これが臨財債の特徴。これは使いやすいものです。そして、後年度まで残るやつです。そのような形になっているのを使って、今のところは、先ほどの報告では健全財政を保っているはずになっておりますけれども、実際、今からの事業相当分を見ると、32年度以降も復興事業というのは継続して行われる分はあるだろうと思います。

そして、公共ゾーンの分もあるし、あとは経常としてごみ処理場の負担とか国保の負担、行政事務組合の負担金、必ず支出するような項目がありまして、財政は将来かなり逼迫していくのかなという考えを持っております。町長も常に、将来は財政問題だと言っているようですけれども、やっぱりうまい財政の回し方をしないと、後代に負の遺産を残していくような形になると。それでは、我々の年代で何をやっていたと言われるようになるので、やっぱり皆さんで考えていただいて、臨財債の使いようだけれども、本当に借り入れする場合も今後をしっかりと見きわめて、将来負担のなく返されるように償還金が出るように、そして普通建設事業、ソフト面も含めた、そういう財政運営をしていただきたいと思いますけれどもいかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員のおっしゃるとおりでございます。当町の1人当たりのいわゆる簡単に言うと負債、借金と申しますか、先ほど監査委員が申されました66万3,400円という数字が出ております。国も今借金が国債を含めると約1,000兆円じゃないかと言われてますけれども、1人頭約800万円という試算もされています。私は国の財政のまねはしたくないと思っています。

ですから、私の性格的には事業はどんどんやると。どちらかというとどんどん行くタイプでございますけれども、お金のことについては大変けちでございます、懐に合ったと申しますか、身上に合った、そういった2面性を持っているつもりでございます。

したがって、今後とも事業に当たってはどんどんやることは確かですが、財源の確保についてはがめつく、いろいろな手を使っていこうねということで職員の方には申していますし、執行に当たってはとにかくシビアにやるというのが方針でございます。

この件につきましては、前の齋藤邦男町長は1つの規範でありましたし、それはよくよく聞けば、隣の滝口町長がよくおっしゃっていたんですけれども、実は2期目までは何もできなかったよと言うんです。やっと最近になって少し事業展開できたかなと、4期になって少し楽になったんだというのは滝口さんも常にこぼしていたことなので、これを肝に銘じております。

そういった面で、先ほどのパークゴルフ、いわゆる多目的広場と申し上げましたけれども、財源確保に当たっては社総交なり、あるいはまた交付金、両にらみでいきたいなと思っております。

1 番（鈴木高行君） 終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

次に11番。鞠子幸則議員、登壇。

〔11番 鞠子幸則君 登壇〕

1 1 番（鞠子幸則君） 11番、鞠子幸則です。

総括質疑を行います。

1点であります。決算審査意見書の指摘についてであります。先ほど、澤井代表監査委員が示されましたけれども、2つ。

まず（１）は、一般会計、特別会計ですけれども、58ページにあります。審査意見書は、「引き続き、未収金発生の未然防止と早期回収の適切な措置を講じて収入未済額の縮減に努め、未納者の個々の実態を把握して適切な債権回収策を講じるとともに、不納欠損の判断に当たっては、慎重かつ厳正な対応を望むとともに、より一層の効果的な財政運営及び自主財源の確保に努められたい」と述べられております。これにどう対応するのかであります。

第２点目、水道事業会計の９ページであります。審査意見書は、「不納欠損処分は、いずれも適正に処理されていると認められるが、不納欠損処分とならないよう収入未済額の解消に特段の努力をされたい」と指摘されております。これにどう対応するのかであります。

２点であります。答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、お答えいたします。

まず、第１点目の一般会計及び特別会計決算に関する意見書の指摘についてでございますが、貴重な自主財源である町税のほか、各種保険料や保育料など、町への歳入として調定したものにつきましては、日ごろより未収金が発生しないよう必要な措置や対策を講じるとともに、未収金となったものについては、債権者に対して督促をするなどし、早期回収に努めているところでありますが、結果として収入未済額が発生しているのが現状であります。

このようなことから、監査委員からのご指摘につきましては真摯に受けとめ、今後とも、未収金発生の未然防止や未収金の早期回収に努めながら財源を確保し、より効率的で効果的な行財政運営を進めてまいりたいと考えております。

また、不納欠損処分につきましては、各関係法令に基づく時効の完成等によって債権が消滅したものを行っておりますので、今後におきましても関係法令等を遵守し、適正に対応してまいります。

以上が１点目でございます。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、２点目ですけれども、先ほどの企画財政課長の回答と同様になりますけれども、監査委員からのご指摘につきましては真摯に受けとめ、今後とも、未納金発生の未然防止や未納金の早期回収に努めながら、効率的な

上下水道運営を進めてまいりたいと考えてございます。

上下水道料金につきましては、納入期限が過ぎてから60日以内に督促状を発行しまして、その後、催告書、給水停止予告書を発行し、それでも納めていただけない場合は給水停止ということになっておりますけれども、利用者の生活に直接かわることでもありますので、これに関しましてはでき得る限り相談の機会を設けまして、支払い方法等についても生活状況に配慮した対応をとらせていただきながら未納の解消に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、今後も未納の解消にますます努力いたしてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 今、税務課では納税勧奨員などとともに戸別訪問をやっているんですか。滞納者に対する戸別訪問はやっていますか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） 今の問いにお答えいたします。

平成14年度から平成20年度までにより、平成21年度、平成22年度につきましては3人の納税勧奨員で滞納者宅に訪問徴収をしておりましたが、平成22年度に他市町村におきまして徴収金の横領事件等の発覚等に伴いまして、全国的に訪問徴収の見直しがされたところでございます。

本町においても、平成23年の東日本大震災以降、滞納整理の効率化を図るために、現在、訪問徴収は実施しておりません。本来、税金は自主納付が原則でございまして、訪問徴収を行うことにより公平性が損なわれることや、個人情報等の持ち出し等のリスクもありますので、以前のような訪問徴収を再開する予定はございません。ただし、高齢者や交通弱者の要望に応じまして、現在、1名の納税勧奨員が訪問徴収を行っております。

今後も文書による督促、催告を中心とした自主納付を促すとともに、納税相談による計画的な納付ができるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 3点です。

当然のことながら税金を納めるのは義務でありますので、憲法30条にあり、その前提を踏まえて、まず第1点は、各課との連携を強める必要があると思います。当

然、滞納される方は、町民税だけではなくて国民健康保険税とか介護保険料とか保育料とか給食費とか、そういう部分で滞納されているわけなので、これはもう連携はしていると思うのでこのように言いますけれども、各課で連携を強める必要があると思います。

次に、2点目、滞納される方が滞納されると不安になって、返済できないで滞納した時点で初期に対応する、これはまずどうしても必要でございます。

3つ目、今、納税勧奨員含めた戸別訪問の話をされましたけれども、文書だけではなくて、当然、プライバシーもありますけれども、必要なときには訪問するということも含めて、行政だけでやりとりするのではなくて、そういうこともやる必要があると思います。

4つ目、当然のことながら、税の専門知識を持つのは当たり前ですけれども、同時に町民が置かれている生活実態、そして異変が発生した場合に町民に寄り添った行政も私は必要だと思いますけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） まず1点目なんですけれども、議員ご指摘のとおり、町税と保育料等を重複して未納の滞納者はいるとは思いますが、個人情報観点、あと債権の種類が相違していることから、各課とも連携というのは難しいものでございます。ですけれども、今後とも関係課と可能な範囲で連携して未納額の縮減を行っていきたいと思っております。

2点目は、初期対応ということなんですけれども、督促状につきましては、法定納期限から二十日以内に発送するというようになっておりますので、当然、この件も二十日以内に督促状の発送はさせていただいております。それで、なおかつ納付に応じていただけない場合には、催告書を送付して、なおかつ自主納付に努めていただいているところでございますが、それでも滞納、納税相談等にいらっしゃらない方については、こちらで預金調査等の財産調査をいたしまして、滞納額の差し押さえをしているところでございます。

3番目の訪問につきましては、先ほども申したとおり、現在、訪問徴収はしていないところなんですけれども、議員がおっしゃるとおり、なかなか厳しいという方におきましては、催告書の文書の中に納税相談という形をとらせていただきますのでという形で案内しておりますので、それに依りて税務課に来ていただいて、納税相談

をしていただいているという実情でございます。

4番目の滞納による生活状況が変わった点という形なんですけれども、それにつきましてはこちらでいろいろと書類を出しておりますので、その中でこちらにご相談をいただければ、なおかつ納税者に寄り添った納税相談ができるんですけれども、何の連絡もございませんと。こちらでも法令に従って督促の差し押さえをさせていただいているという状況になってございます。以上です。

11番（鞠子幸則君） 終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鞠子幸則議員の質疑を終結いたします。

次に10番。佐藤正司議員、登壇。

〔10番 佐藤正司君 登壇〕

10番（佐藤正司君） 10番、佐藤正司でございます。

私は2問について総括質疑を行います。

まず1問目、保険料は、国民健康保険制度の希少な財源でございます。保険料を滞納したままでいると、真面目に納付している人との不公平が生じることだけでなく、国民健康保険財政に悪影響が及びます。

そこで、1点目の収入未済額の要因についてお伺いいたします。

次に、毎年、医療費が伸び続けており国保財政を逼迫させる一因となっております。増大する医療費の伸びを抑えることで安定的な国保財政の運営につながりますので、第2点目の各種健診の受診率の推移と今後の受診率向上の対策についてをお伺いいたします。

次に、第2問目の平成27年度の復興計画に基づく再生期から発展期へ移行する重要な年でありますので、まず第1点目の事業着手と完了見込みはいつなのか。

また、震災後5年間、復興再生期としてさまざまな事業を実施しております。そこで、2点目の復興計画の課題は何かを質問させていただきます。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず第1問目の収入未済額の要因なんですけれども、収入未済額につきましてはさまざまな要因が考えられますが、国民健康保険税の算定におきましては、前年の所得に応じ保険料が算出されるため、課税年度において前年度の所得より減少したことにより保険税の納付が滞ってしまう場合があります。

また、会社を退職し社会保険から国民健康保険への加入おくれによります遡及課税や、過年度分納者によります現年度分の未納によるものなど、ここ数年は震災関連業務に従事していた方が震災業務終了後に伴い、国民健康保険に加入したことにより、現在の収入では保険税の支払いが困難な場合、さらには震災関連業務で他市町村から本町に住民登録を行った住民が、国民健康保険を取得後、その後、他市町村で震災業務に従事し、互理町から住民票の異動をせず課税されたままの滞納者などが見受けられる状況でございます。

また、国民健康保険税の賦課につきましては、世帯主課税となっているため、世帯主が国民健康保険加入者でなくとも、世帯員が国民健康保険に加入している場合は世帯主に課税となりますが、世帯主自身が国民健康保険加入者でないため、納税しなくてもいいと勘違いされている方の納め忘れなど、さまざまな要因が考えられるものでございます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 次に、各種健診の受診率の推移と今後の受診率向上対策はということについて述べさせていただきたいと思えます。

国民健康保険被保険者の各種健診の受診率の推移についてですが、がん検診（胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん）につきましては、主要な施策の成果と予算執行の実績報告にも載せておりますが、平成27年度の延べ受診者数が5,172人で、前年度と比べ95人の増、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診の町全体の延べ受診者数が1万892人で、前年度と比べ593人の増となっております。検診受診者全体の約48%が国民健康保険被保険者となっているところでございます。

また、特定健診につきましては、受診率目標を50%としておりますが、平成27年度の受診率は43.4%で、残念ながら前年度と比べ0.2%下がっております。

今後の受診率向上の対策といたしましては、各種健診等の重要性を広報・ホームページにて周知していくとともに、がん検診においては平成22年度から実施しております国が推奨するがん検診推進事業（子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の節目年齢の方の無料検診）でございますが、このがん検診推進事業の実施によりまして、町全体の受診率がわずかですが上がっております。今後も節目年齢の無料検診を実施し、さらなる受診率向上を図ってまいりたいと考えております。



また、特定健診につきましては、震災後、中央公民館1カ所で健診を実施していたところですが、今年度は各地区交流センターでの健診も実施、それから追加健診は健診していなかった方への未受診者健診の実施、さらには医師会の先生方の協力によりまして個別検診を実施しているんですが、28年度につきましては期間を延長して、これまで9月までの3カ月の個別検診を11月と期間を延長し、実施しております。さらに、健診項目に心電図検査を新たに追加しているところでございます。

また、町づくり出前講座の健康教育、さらには健診未受診者で医療機関にかかっていない方、通称健康世帯と言っているんですけども、医療機関にかからずに国保で表彰したりしている方で、健診を受けていない方への受診勧奨なども進めてまいりまして、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、2問目についてお答えしたいと思います。

まず1点目の事業着手と完了見込みはということで、本町の復旧・復興状況につきましては、亘理町震災復興計画に基づき、おおむね計画どおり推移しております。平成27年度末現在、亘理町震災復興計画掲載事業の進捗状況につきましては、143の事業のうち、事業着手が96.50%、事業完了が70.62%となっております。

なお、事業の完了見込み時期につきましては、平成32年度を予定しております。

2点目の復興計画の課題はということでございますが、現時点における震災復興の課題等につきましては、被災者の早期再建と復興交付金事業の早期完了が挙げられます。

全ての世帯の再建が図られるよう、仮設住宅等の入居者の意向を十分に把握しながら、住宅再建への利子補給や移転費用助成などによる被災者の再建及び仮設住宅の解消を図ってまいりたいと考えております。

また、復興交付金事業につきましては、特に住民ニーズの高い道路整備5事業、宮城県施行の農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）吉田東部2期地区の事業の加速化を図ってまいりたいと思います。

あわせて、他被災市町同様、防災集団移転促進事業における移転元地等（買取宅地）の有効活用についても課題として認識しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 国保税の1点目、さまざまな要因が挙げられるということでござい

ますけれども、調定額に対しての未納額が19.5%、約2割、前年比で4%増加しております。数字的には数にはあられてこないんですけれども、審査意見書の中で、未収金発生の未然防止と早期回収を講じるとともに、より一層の効果的な財政運営、自主財源確保に努められたいというご指摘があるわけでございます。

そういうことから、収入未済金につきましては、きめ細かい納税相談、未収金消化、生活実態の把握、財産差し押さえ、そういうのを積極的にやって、滞納整理を行うことで徴収率を向上すべきであると考えます。

2点目でございますけれども、各種健診につきましては、特にがん検診でございますが、早期発見、そして早期治療が、医療の発展で早期完治が可能になったということで、がん検診については、早期発見のためにも特に未受診者の受診勧奨を強めていただきたいと思っております。

さらに、2問の震災復興計画によって復興庁査定がされて、14事業、24項目の事業、復興交付金に認められなかった事業名について、何なのかお伺いたします。

また、震災復興計画の課題ということでございますけれども、被災者の早期再建と復興事業の早期完成が挙げられるという回答でございますが、近年の自然災害について申しますと、東北に直接上陸の台風10号からの大雨、さらには熊本地震、広島土砂災害、御嶽山噴火などなど多発する自然災害は、形態、規模もさまざまに甚大な被害を及ぼしております。

政府は、9月1日を防災の日と定めて南海トラフ巨大地震を想定した総合防災を実施したわけです。想定外が相次いでいるということで、全国で約100万人が訓練に参加したということでございます。

このような状況から、亘理町としても震災復興予算が年々厳しい状況になってきているわけでございますので、これをどう考えるのか。被害の大きさから中長期的な取り組みが必要ですが、少しでも前倒しをして早期完成に努めるべきと考えますが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） それでは、まず1点目についてご回答させていただきます。

収入未済額については、未納者に対しまして納期限から二十日たっても納付できない場合には督促状の送付、督促状を発送しても納付がない場合には催告書の送付を行います。催告書には、これを放置すると滞納処分となる旨の忠告や指定期日と

一括納付が困難な場合には納税相談をするような内容を載せて催告の通知をさせていただきます。

指定期日まで納付がない場合には、預金を中心とする財産調査を行い、調査の結果、担税力があると判断した場合には、滞納処分の事前通知書や差し押さえ予告書を送付いたしまして、指定期日まで納付がない場合には預金の差し押さえなど滞納処分を執行してまいっているところでございます。

また、本人と家族の承諾を得まして、高額療養費等滞納に自主納付していただくなど、国民健康保険証の更新時期におきまして、滞納者との面談の機会をふやすことにより、いろいろ滞納の納税相談に応じているところでございます。

今後も、滞納者に寄り添った納税相談の取り組みと滞納処分の強化を図り、収入未済額の縮減に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 未受診者の受診の増加対策ということなのでございますが、これまでもがん検診等の検診につきましては、2月に一括申し込みという形で事前に申込書をとって、あとは広報、ホームページ等でそれぞれの検診の時期等を周知してまいっております。

2月の一括申し込みを忘れてしまった方については、追加の受付もやっておりますし、メール配信等なんかも活用しながら、検診期間中に随時申し込みを受け付けるといふことと、先ほどもお話ししましたが、節目検診の年に無料で受けられるといふことで、その方々に対して周知をしていくということを考えております。

また、検診を受けっ放しではだめなので、必ず精密検査に該当する方が出てくるわけでございます。その方々が、今、検診団体等は精密検査までバスで送迎としているんですけども、何らかの事情で決められた日に精密検査に参加できないという方につきましては、後追い調査といえますか、どこで誰先生にどこの病院で精密検査を受けられたのか、どういう指導があったのかというところまで含めて後追い調査などもしながら、精密検査となった方へのケアも担当保健師等でやっているとございます。

今後とも、出前講座とかを活用しまして、地域の総会、婦人防火クラブ等で、まずは検診の重要性、必要性を知っていただくということに力を入れながら、受診率向上に努めてまいりたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 最後の震災復興関連で復興庁のヒアリングで認められなかった事業ということでお答えしたいと思います。

それらの事業としましては鳥の海湾の防災緑地整備事業、それからパークゴルフ場整備事業が主な事業です。それから、多重防御施設整備については復興交付金では事業対象外のために、これまで国に対して要望を行ってまいりましたが、対象事業に加えることについては現時点では難しいということで、全国防災事業として各種補助金の活用を今後検討してまいりたいと考えております。

あと、最後の復旧・復興事業を早急に完了させるべきだというご質問についてでございますが、これについては議員のご指摘のとおりであると考えております。それから、亘理町におきましては、限られた町の予算の中で町全体として最大限の防災効果、それから減災効果を発揮するために、防災、減災、避難体制を整えていきたいと考えております。

亘理町におきましては、最大級の津波に対し、これまで海岸堤防だけではなく減災の考え方に基づいて、多重防御の町としまして緑地、それから胸壁等によります整備により、住民の生命を守り経済的な損失の軽減を図り、二次災害、それから早期復旧が可能となるように、町の防災対策の向上に今後とも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 最後になりますけれども、震災復興でございます。

今後、震災復興以外の事業がめじろ押しでございます。亘理町のビッグ事業が連なっております。さらには、広域事務組合、一般最終処分場、新葬祭場建設、それらに伴う分担金などの支出もあるわけでございます。

そこで、亘理町震災復興計画の留意事項に、今後の国の施策の見直しなどにより修正及び変更を伴うもので、社会情勢の変化などの把握に努め、必要に応じて事業の見直しなど適切な運用を図りますとあるわけでございます。今後の見直しについて、あるのかどうか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 現在、震災復興計画については、町が一丸となりまして復旧・復興事業を進めており、おおむね順調に進んでおります。

今現在については見直す予定等はありませんが、議員がおっしゃったように、今後、復興の局面、それから社会情勢の変化、それから生活情勢についても環境が今、日々変化しているということで、今後、見直す必要が生じれば検討してまいりたいと思います。以上です。

町 長（齋藤 貞君） 以上で終了いたします。

議 長（佐藤 實君） これをもって佐藤正司議員の質疑を終結いたします。

次に、3番。小野一雄議員、登壇。

〔3番 小野一雄君 登壇〕

3 番（小野一雄君） 3番の小野一雄であります。

私は、災害危険区域内の移転者支援事業について総括質疑を行います。

前段に、被災者の早期支援が一番当面の課題だという企画財政課長の答弁が前任者の答弁にあったわけでありますけれども、これに関連して私の質問をしたいと思っております。

危険区域内の荒浜・吉田地区の移転者支援補助金事業についてどのように取り組んできたのかということで、1点目は町の危険区域から移転し、住宅を購入・建設した世帯数は幾らなのか。また、当初計画に対する実績割合は幾らになったのかということで、地区別に答弁をお願いしたいと思います。

2番目が、住宅建設・購入費に対する補助金と移転費用にかかわる補助金の総額は幾らになったのかということで、震災復興補助金制度が出てから27年度までの金額を教えてください。

3つ目が、津波被害から安全を確保するため、危険区域を設けましたけれども、危険区域からの移転に応じられない方々への指導はどのように行ってきたのかということでもあります。

4つ目が、今後、危険区域内から移転の申し出があった場合の支援策はあるのかという点についてお伺いします。

議 長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） では、まず初めに、議員ご質問の1番、2番、4番について、被災者支援課からお答えしたいと思います。

1番目なんですけれども、災害危険区域内移転者支援事業により、荒浜・吉田地区において、移転し住宅を購入・建設した世帯及び当初計画に対する実績割合につ

きましては、荒浜地区では、当初計画222世帯に対して、実績が200世帯、割合にして約90.1%となっております。また、吉田地区については、当初計画169世帯に対して、実績149世帯、割合にしますと約88.2%となっております。

2番目ですけれども、建設・購入と移転費の補助金総額ですけれども、平成24年度の制度開始時から平成27年度決算までの合計で、住宅建設・購入費分といたしましては10億9,150万2,000円、移転費用といたしましては1億2,744万円となっております。

4番目なんですけれども、今後、危険区域内から移転申し入れがあった場合の支援ということなんですけれども、災害危険区域内移転者支援事業補助金につきましては平成28年度末、来年の3月31日をもって事業の終了を予定しておりますことから、今までも町広報誌やホームページで補助金の申請期限を周知するとともに、個別通知による意向確認調査で早期再建に向けた後押しを行ってまいりました。今後も個別の事情を聞き相談に応じながら、支援に取り組んでまいります。

また、現地での再建を行っている方へは、町独自に区域外移転に伴う補助制度を設けておりますので、その活用についてもご理解いただきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） 3番についてお答えいたします。

本町における災害危険区域につきましては、議員もご存じのとおり、荒浜地区沿岸部及び大畑浜・吉田浜地区沿岸部の約545ヘクタールの区域を平成24年6月18日に条例制定のもと指定を行っております。

条例制定によりまして、区域内で住宅に要する建築物については、新たに建築できないこととなっております。しかし、指定の際に、現存する住宅を修繕する場合は適用除外となっていることから、現在、災害危険区域内に十数世帯が居住し生活しております。

町といたしましては、危険区域指定とあわせ区域からの移転について、防災集団移転促進事業等の活用を踏まえ、居住者の方々へ説明会及び相談会等を重ね、移転について誘導を行ってまいりました。

特に、現地での再建を行っている方へは、戸別訪問を行いながら移転についてのご理解をいただけるよう努めてきております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、（1）から（4）まで答弁いただきました。

その中で、1つ目は、27年度の実績報告に6,346万円の補助金が費やされているわけですが。結果として計算されております。これらの内訳と申しますか、例えば、移転費補助金がどういうところ、集団移転で使った部分はどのくらいになるのか、あるいは災害公営住宅に移転した方々はどのくらいあるのか、あるいは個別移転と申しますか自己再建と申しますか、その辺、わかる範囲で答弁願いたいと思います。

それから、荒浜・吉田地区の計画に対して若干の申請を受けないという方々が約四十数名ちょっといるわけでありましてけれども、その方々はどんな理由で申請しなかったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、3つ目として、今年度で支援補助が終わるわけでありましてけれども、32年の復興計画終了までに、例えば、今から内陸に危険区域内から移転したいという申し出があった場合は、どういう対応をしていくのか、その辺をお尋ねします。

議長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 1番目のご質問ですけれども、今年度の決算の移転費の内訳ということですがけれども、防災集団移転団地に移転された方、94件、3,593万3,000円、個別で防集団地以外に建設・購入した方、個別移転として23件の753万円、災害公営住宅への移転として77件、1,999万7,000円となっております。

2点目ですけれども、今現在、まだ申請されていない世帯の数と理由ということですがけれども、先ほど、当初計画に対する実績割合ということでお答えいたしましたけれども、まだ申請されていない世帯というのが42世帯となっております。

内訳といたしまして、意向で分けますと防災集団移転団地での再建予定者が4世帯、個別移転で建設再建の方が10世帯、民間賃貸住宅及び災害公営住宅での再建が12件、残りの世帯16件余りなんですけれども、こちらは再三意向確認の調査をしているんですけれども、状況が確認できていない世帯となっております。状況が確認できていない世帯については、再度、これから個別通知及び戸別訪問等により早期の状況把握に努めていきたいと思っております。

また、未申請の理由ということですがけれども、私どもでは建設・購入がまだ完了していないから申請されていないものと認識しております。ただ、民間賃貸住宅や災害公営住宅については、既に再建は済んでいるかと思っておりますので、移転費用が発

生すれば補助対象になりますので、こちらについては早急に状況把握を行いながら早期申請を呼びかけていきたいと思っております。

3問目なんですけれども、今後、32年度までに区域内から移転申し出があった場合ということなんですけど、先ほどもご説明したように、町独自で危険区域外に移転するための補助制度というものも準備しております。そちらを利用していただいて、それをご理解の上、28年度以内に手続をしていただきたいところなんですけれども、個々の事情があるということもあるでしょうから、区域内から移転推進していくためにも、個々の状況に寄り添いながら、関係機関と協議しながら、今後、対応していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 3点目の32年度までの、今年度で終わるんだということで、申請することについてはなかなか厳しいのかなど。

最後に答弁あった町独自の制度についてはどのようなものなのか、まず概略を簡単に、答弁をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） この制度につきましては、一応、26年12月に補助金を発足させたわけなんですけれども、既に災害危険区域内でもう家を修繕してしまいましたという方に、より多く内陸に移動していただきたいと、移転を促進するためということで災害危険区域において家屋の修繕に要した費用を1,500万円を上限にして補助しますので、それも財源として内陸に移転してくださいよということで、亘理町災害危険区域修繕済み住宅に係る移転者支援事業補助金というのをつくっております。

そちらについては、危険区域内で修繕を行っている世帯、用地対策課で交渉する際に、その制度については全世帯に周知してございます。その結果、今まで2世帯の方が防災集団移転団地へ移っていただいているという現状になっております。以上です。

3 番（小野一雄君） 終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって小野一雄議員の質疑を終結いたします。

以上で総括質疑を終了いたします。

議長（佐藤 實君） お諮りいたします。



認定第1号から認定第11号までの11件については、本町議会の先例により、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第11号までの11件については、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、先日開催の議会運営委員会並びに全員協議会で事前協議し了承された委員を選任したいと思います。

委員長に鈴木高行委員、副委員長に熊田芳子委員を選任することについて、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員長に鈴木高行委員、副委員長に熊田芳子委員を選任することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の規定による権限を委任いたします。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました認定第1号から認定第11号までの11件については、会議規則第45条の規定により、9月16日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第11号までの11件については、9月16日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

9月12日からは決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、決算審査特別委員会につきましては、説明員の人数が多く、部屋も暑くな

ることが予想されるため、説明員の上着着用なしでの入場を許可したいと思います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時19分 散会

上記会議の経過は、事務局長 渡辺 壮一 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 小野 一雄

署名議員 佐藤 邦彦